

水産物・水産加工品
輸出拡大協議会 御中

平成29年度
中東ハラル制度実態調査
報告書

2018年3月
アクセンチュア株式会社



High performance. Delivered.

Strategy | Consulting | Digital | Technology | Operations

1. ハラルの基礎知識

(1)各国のムスリム人口

ムスリムとは、世界三大宗教のひとつイスラム教の信者を指し、世界に16億人以上の信者がいるとされる。特に、アジアや北アフリカに多くのムスリムが住んでいる。

各国のムスリム人口



1. ハラルの基礎知識

(2)「ムスリム」とは～イスラム教の特徴～

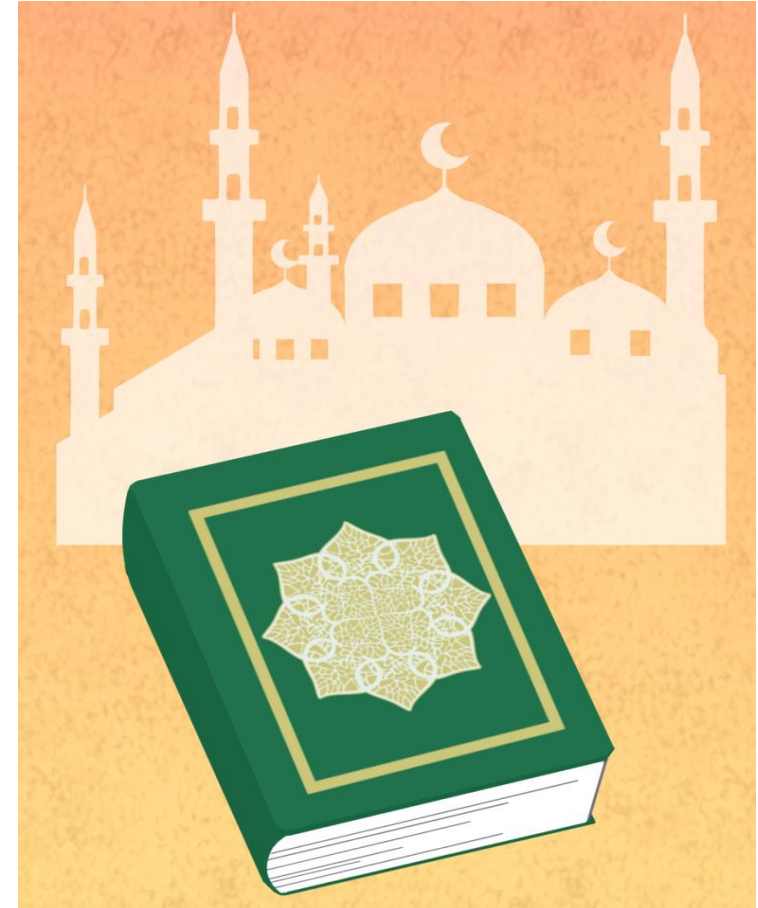
イスラム教とは、唯一絶対の神を信仰し、神が人々に下したとされるイスラム法に従う一神教である。

◆ イスラム教とは

- ✓ 現在のサウジアラビアのマッカで7世紀初頭に発祥した宗教
- ✓ 神から啓示を受けた最後の預言者であるムハンマドが40歳の時にアッラー(神)から啓示を受けたことにより始まった
- ✓ 唯一絶対の神をアラビア語でアッラーという
- ✓ アッラーの教えを実践することを重視しており、実践の宗教とも呼ばれている
- ✓ キリスト教・仏教と並ぶ世界三大宗教の一つ

◆ ムスリムとは

- ✓ イスラム教を信仰する人々はムスリムと呼ばれる
- ✓ ムスリムの生活は、主にコーランにより規定され、アッラーの教えを実践することは、コーランの規定に従い生きることであるとされる



1. ハラールの基礎知識

(2)「ムスリム」とは～イスラム教の特徴～

イスラム法とはムスリムがアッラーの教えを実践する際の手引となる規範・戒律であり、コーランを主軸とする4つの經典に立脚している。

◆ イスラム法とは

- ✓ イスラム教においては、「立法者は神のみ」とされており、ムスリムたちは神の命令(すなわちイスラム法)に従って生きることになっている
- ✓ ムスリムの社会生活のすべての領域、出生・結婚・死亡など個人の人生の節目に関しても、イスラム法は様々な規定を与えている
- ✓ イスラム法はイスラム教の唯一の經典であるコーラン(Quran)、預言者ムハンマドの言行録であるハディース(Hadith)、イスラム法学者の見解であるイジュマー・ウラマー(Ijma' Ulama)、上記基準からの類推であるキヤース(Qiyas)に立脚する
- ✓ コーランにはムスリムの日常生活を規定する五つの行為基準と三つの対象物の基準があり、その中にハラールが規定されている

イスラム法の立脚根拠

コーラン	ハディース	イシュマー	キヤース
✓ クルアーンとも呼ばれ、イスラム教の唯一の經典。イスラム法に対し多大な影響 ✓ ハラールやハラームといった対象物の基準についてはコーランに記載。ムスリムの生活は主にコーランによって規定	✓ 預言者ムハンマドの言行録 ✓ 宗教上の義務(礼拝・戒律)や道德(公的・私的な振舞い)といった内容により構成	✓ イスラム法学者による合意を表す ✓ これまでいくつかの基準について、イジュマーによってハラールであると判断された例も	✓ コーラン及びハディースからの類推を表す。 ✓ 既存の禁止事項からの類推によって、具体的な禁止事項を明確化

イスラム法(シャリーア)

生活を規定

ムスリム(信者)

コーランによる五つの行為基準と三つの対象物の基準

行為基準	対象物の基準
✓ ワージブ(義務行為) ✓ ハラーム(禁止行為) ✓ スンナ(推奨行為) ✓ マクルーフ(嫌悪行為) ✓ ムバーフ(許容行為)	✓ ハラール(許される行為・物) ✓ ハラーム(禁じられる行為・物) ✓ シュワブ(疑わしい行為・物)

1. ハラルの基礎知識

(3)「ハラル」の意味

ハラルとは

- ハラルとは、イスラム法によって「許されたもの」を意味する。一方、「禁止されるものまたは行為」はハラムと言われる。
- 神が創造したものはハラルであり、例外的に禁止されているものがあると考えられている。例えば、野菜、果物、魚類、水は、有毒なものなどを除き、原則としてハラルであると考えられている。
- しかし、豚関連などハラムの要素が含まれていないかは常に注意を払っておく必要がある。

ムスリムが口にすることを許されていない主な食材

豚

- ✓ 豚の肉・皮
 - そこから派生して豚のエキスや豚の成分が含まれる添加物等も避ける



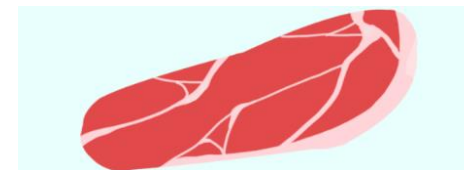
アルコール

- ✓ アルコール飲料
 - ごく微量の添加物としてのアルコールについては教えについての判断が個人により異なる



豚以外の動物由来食材

- ✓ イスラムのと畜方法に依らずにと畜されたあらゆる動物の肉
 - イスラムでは、と畜の手法についても決まりがある(アッラーの名を唱えてからと畜する等)
- ✓ 動物の血液
- ✓ 死肉



※宗派によっては魚介類のなかにも一部避けるべきとする食材がある

1. ハラルの基礎知識

(4) フードバリューチェーン全体にわたるハラル性

イスラーム法においては、フードバリューチェーン全体を通して商品・環境がハラルであることが重視される。

フードバリューチェーン全体におけるハラル順守事項※1

工程	遵守事項
原材料	ハラルであること
食肉処理	ハラルの概念を理解しているムスリムが、シャリーア法に則りと畜すること
中間投入材	最終製品から検出されずとも、ハラームなものは使用不可
工場	①ハラームなものと接触しないよう設計されていること ②養豚場、下水処理施設から十分離すこと
製造機械	①ナジス(不浄)なものに触れていないこと ②洗浄しやすいように設定されていること ③ハラル専用ラインとしていること
工場の操業	良好な衛生状態を保つこと
包装	①包装材がナジス(不浄)でないこと ②デザイン、シンボル、ロゴなどは、誤解を与えるものであってはならない ③表示は登録時のものを使用すること
保管・貯蔵	ハラームなものと混在・近づけてはならない
販売	小売りでは、ノンハラルな商品のみを陳列するノンムスリムコーナーが設けられている、または、ハラルな商品のみを陳列するハラルコーナーが設けられている。

(出所) マレーシア・イスラーム開発庁 (JAKIM) 資料等よりジェトロ作成

水産物に関して特に注意すべき点

【原材料】※一部諸国のみ

- 養殖魚の場合、**ハラルな餌**を与えられていることが必須
 - 豚由来物質や、魚介類由来以外の動物由来物質の餌は認められていない

【中間投入財】

- 水産加工物を製造する場合、**ハラームである調味料や食材を使用することは基本的に不可**
 - 加工品に含まれるアルコールに関しては、**宗派や国によって認められる範囲が異なるため**、注意が必要

【フードバリューチェーン全体】

- ハラームなものに**近づけたり、混在することがない**ように注意する必要がある

2.中東におけるハラール制度概要

(1)全体概要

中東においては、ハラール認証取得は必須ではなく、輸入の際にすべての商品のハラール性を確認する。そのため、各国のハラール制度に合った輸出を検討する際には、輸入条件を確認することが必須。

中東におけるハラール制度概要

ハラールの識別方法	• ハラールの識別は輸入検疫時に実施するのが一般的 ➢ 肉やその加工品等については、輸出前にハラール認証を取得する必要がある ➢ 水産物については、関係書類・食品サンプル検査、ラベル等を輸入検疫時に確認することでハラール性を担保 • そのため、市場に出回るすべての商品がハラールであることが原則 ➢ UAEなど一部地域では、豚やアルコール飲料などのハラーム商品の輸入を認めており、Non-Halalコーナーにおいて販売可能としている
認証取得の重要性	• 市場に出回る商品のすべてが基本的にハラールであると考えられているため、ハラール認証を取得しているか否かについては、消費者へのアピールポイントとはならない • そのため、認証取得の重要性は低く、肉など認証取得が必須な商品でない限り、認証取得を行う必要はない • 水産物やその加工品については、基本的にハラール認証取得は必須ではない ➢ 輸出元の国における加工工場や物流のハラール性については認証等で証明することは求められない ➢ 現地事業者によっては、水産加工品についてはハラール認証が必要であると考えている場合があり、ハラール認証取得有無に関して共通認識が浸透していないことが分かる
中東諸国共通のハラール基準	• Gulf Cooperation Council (GCC)所属国(サウジアラビア、クウェート、バーレーン、カタール、アラブ首長国連邦、オマーン) 及びイエメンにおける共通基準制定を行う組織Standardization Organization of GCC(GSO)が存在 • GSOは、所属国共通のハラール基準を設定し、各国がそれに則ることを奨励している ➢ サウジアラビアやカタールでは、GSO制定のハラール基準に準拠しているが、UAEでは2015年より独自の基準を設定

2.中東におけるハラール制度概要

(2)GSOについて

GCC加盟国およびイエメンにおいて、ハラール基準を含む共通基準制定を行う組織として Standardization Organization of GCC(GSO)が存在。

Standardization
Organization of
GCC(GSO)とは

- Standardization Organization of GCC(GSO)概要
 - Gulf Cooperation Council(GCC)加盟 6 カ国及びイエメンにおける**共通基準制定を行う組織**
 - GSOのハラール基準については、メッカに本部がある**世界イスラーム連盟**(MWL : Muslim World League)とイスタンブールに本部がある**イスラーム諸国規格研究所**(SMIIC: The Standards & Metrology Institute for Islamic Countries)の指導に基づき、制度や規格を定めている
 - 各国において、GSOが制定した**ハラール共通基準の使用を奨励**している
- 《参考》Gulf Cooperation Council(GCC)とは
 - 1981年に設立された中東・アラビア湾岸地域における地域協力機構。サウジアラビア、クウェート、バーレーン、カタール、アラブ首長国連邦、オマーンの 6 カ国が加盟。本部はサウジアラビアのリヤドにあり、人口や経済規模が大きいサウジアラビアの影響力が強い
- その他ハラールに関する機関：GCC Accreditation Centre(GAC)
 - 世界における**ハラール認証機関の認可を行う組織**。GCC本部に設置され、GSOから独立した組織となっている

ハラールに関する
主な基準

1. **GSO 993:2015** “Animal Slaughtering Requirements According to Islamic law” (イスラーム法に基づく動物のと畜に関する要求事項)
2. **GSO 2055-1:2015** “Halal Food – Part 1 - General Requirement” (ハラール食品 – 第 1 部・一般要求事項)
3. **GSO 2055-2:2017** “Halal Products – Part 2 - General Requirement For Halal Certification Bodies” (ハラール製品 – 第 2 部・ハラール認証機関に関する要求事項)※
4. **GSO 2055-3:2015** “Halal Food - Part 3 - Requirements for Halal Accreditation Body Accrediting Halal Certification” (ハラール食品 – 第 3 部・ハラール認証機関 の認可組織に対する要求事項)

※GSO は、ハラール基準を含む「**GCC 輸入食品規制ガイドライン**」を2015年6月1日適用開始としたが、使用に際し問題が多いとして適用を一時中断している。ハラール関連についての記述は、これまでのハラールの概念に共通するものとどまっており、大きな変化はない様子

3. 各国における状況とハラール制度概要

UAE、サウジアラビア、カタールにおける自国民割合とハラールに関する制度については以下の通り。

国名	イスラム教割合	食品輸出に関する基準	商品事前登録	水産物輸出の注意事項
UAE	約80% 自国民割合は約10%と低め	UAE.S 2055-1:2015 自国で制定した基準を使用	登録必要あり 各首長国の食品管理システムに登録	• 養殖魚の餌のハラール性の証明書の提出が必要 • 「鱗のある魚」もしくは「鱗のない魚」とラベルへの記載が必要
サウジアラビア	ほぼ全人口がイスラム教徒	GSO 2055-1:2015 GSOが制定した基準を使用	登録必要あり サウジアラビア政府の登録システムに登録	• 鱗のない魚の輸入禁止
カタール	約70% 自国民割合は約8%と低め	GSO 2055-1:2015 GSOが制定した基準を使用	登録必要なし 現在のところ登録の必要なし(システム構築中)	• —

4. UAE

(1) 基本情報

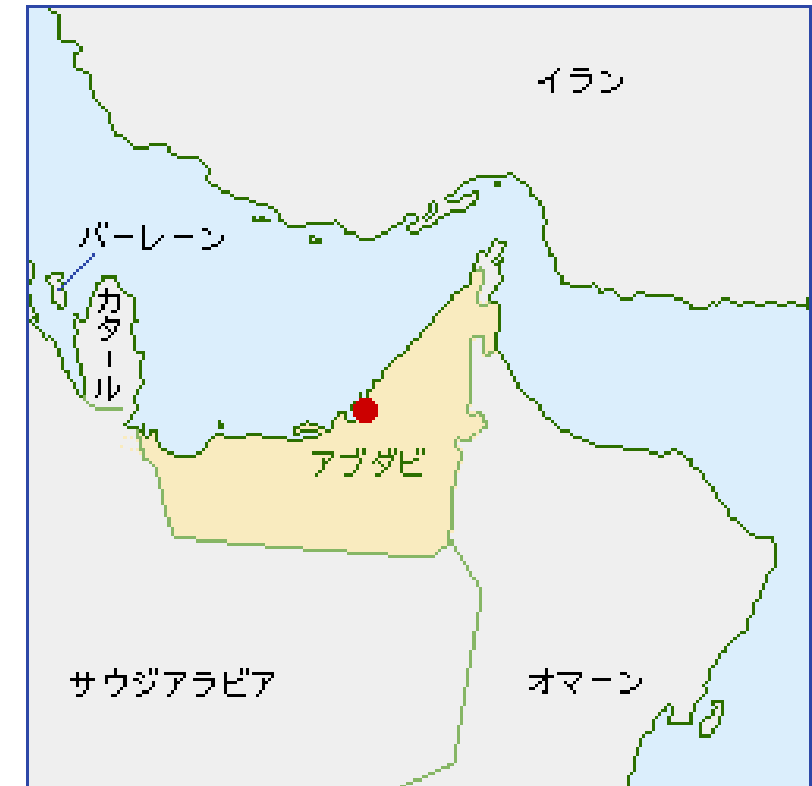


首都はアブダビで7つの首長国からなる連邦国家。人口の80%がイスラム教徒で構成されている。

基礎情報

人口	927万人（2016年、世銀） - うち自国民は95万人程度のみで、移民や駐在員などを含む外国人率が大半を占める(2015年 IMF推計)
民族	アラブ人
公用語	アラビア語
イスラム教 に関して	- 自国民比率は低いが、人口の約8割がイスラム教徒 - イスラム教スンニー派が80%、シーア派が20% - 戒律に関して各首長国間で差異あり
水産物 販売 マーケット	- 日本食品輸出54.9億円(18位、2016年) - 水産物(調整品含む)は5億円となっている - 水産物については一定の消費はあるが、生魚については好き嫌いが分かれる - 食糧自給率の向上を目指しており、水産養殖に積極的に取り組んでいる

地図※¹



- 面積は 8 万 3,600km² で北海道程度
- 政治の中心地はアブダビ、経済の中心地はドバイにあるとされている

4. UAE

(2) 輸出に向けたファーストステップと注意点

UAEでは、輸入基準の中にハラールに関する項目が含まれているため、輸入基準に沿った商品を準備することで商品のハラール性が担保される。

UAE向け輸出 の ファーストステップ

1. 食品輸入基準を確認
 - UAEの食品輸入基準に関する資料を読み、UAE向け輸出の注意点を確認する
 - 「UAE.S 2055-1:2015 Halal products-Part one: General Requirements for Halal Food」
2. 輸出品事前登録の完了
 - 各首長国の食品管理システムに商品を登録する
 - (例)ドバイ： Food Import and Re-export System(FIRS)

輸出に必要な 書類一覧

- | | |
|---------------|--|
| ① 輸入申告書 | ⑦ 衛生証明書 ※商工会議所のサイン証明”で代替 |
| ② 荷渡指示書 (D/O) | ⑧ (肉類など必要な場合のみ) ハラール証明書、輸出検疫証明書(農水省) |
| ③ 船荷証券 (B/L) | ⑨ 放射性物質検査証明書 (5 県は必須、それ以外は産地証明書(都道府県)) |
| ④ インボイス | |
| ⑤ 原産地証明書 | |
| ⑥ パッキングリスト | |

水産物輸出の 注意点

- 鱗の有無によるラベル記載内容の違いに注意が必要
- 養殖魚の餌のハラール性を証明することが必要

4. UAE

(3) ハラルに関する輸出の概要と基本的な流れ

基本情報

主な機関	- Emirates Authority for Standardization and Metrology (ESMA) - UAEにおける法令や方針、基準等を設定する連邦政府機関。食品ハラルについても食品基準の一環として設定 - Emirates International Accreditation Centre(EIAC) ※ドバイに限定 - 以前のDubai Accreditation Centre (DAC) - ESMAと連携をして許認可・審査の事務を担当
関連法	- UAE.S 2055-1:2015 Halal products-Part one: General Requirements for Halal Food - UAE国内で適用されるハラル食品制度として2015年より適用。以前UAEで使用されていたGSO基準と比較すると、語彙の定義等がより詳細になっている
ノンハラル食品への対応	- 店舗内にNon-Halalコーナーが存在 - 中東では基本的に、ハラルでない商品は市場に流通しないことになっているが、UAEでは観光客やノンムスリム人口の増加によりNon-Halalコーナーや酒類の販売店舗等に限定して、豚関係の商品や酒類が販売されている

輸入完了までの主な流れ

商品の輸入登録・食品ラベル準備	各首長国の食品管理システムに輸出したい商品を登録
輸出書類の準備	- UAE向け輸出に必要な書類を準備 - 前ページの必要書類を確認
輸送・輸入検疫実施	- 書類審査、現物検査の実施 - 各首長国の輸入の現場(税関/食品検査官)において、群(ロット、輸入単位)単位でハラルか否かを判断 - 必要に応じてサンプリング分析検査を実施し、アルコールや豚由来遺伝子がないかを確認 - UAEのアルコール濃度制限については、以下の通り - 食品の種類により許容濃度は異なるが、最高でも残留濃度は1.0%以下(ワインビネガー) - 醤油などのソース類は0.5%以下 - ノンアルコールビールは0.05%以下 - その他の食品は0.02%以下
輸入完了	国内の店舗へ配送

4. UAE

(4) 水産物輸出における注意点

水産物のハラール基準に関して、UAEでは特別な基準・必要対応が存在するため注意が必要。

鱸の有無によるラベル記載 内容の違いに注意

鱸のある水産物とエビ類については「**鱸のある魚(scaled fish)**」とラベルに明示し、それ以外の鱸のない水産物については「**鱸のない魚(Non-scaled fish)**」とする必要がある。

- イスラム教シーア派が鱸のない魚(エビ類・イカ類を除く)を禁じているため、明確に商品内容が分かるようなラベル記載を要求
- 現時点では、エビ類については「鱸のある魚(scaled fish)」、イカ類については「鱸のない魚(Non-scaled fish)」のラベル記載対象として分類
 - どちらに分類されるか現時点では定かではない品目も存在
- 現時点では、ラベルへの記載のみで、ハラール認証の取得やハラームな商品として輸入規制がかかるということはない

養殖魚の餌のハラール性を 証明する必要あり

※ドバイ酋長国のみ

2013年より、養殖魚及びその加工品に、**豚由来物質や、魚介類由来以外の動物由来物質を餌として与えていない**ことを示す書類の提出が義務づけられている。

- ハラール認証を取得する必要はなく、下記の必要事項が記載された証明書提出のみ
 - 養殖魚であるということ
 - 豚由来物質や、魚介類由来以外の動物由来物質を餌として与えていないこと
 - 証明書発行者が輸出国政府であること
- 証明書は、輸出国政府発行のものである必要がある
 - 輸出企業の自己宣誓書に商工会議所のサイン証明等で対応していることが多い
- 天然魚の場合、天然魚であることを証明する書類の提出が必要
- 餌がハラールであるかを確認するための審査を受ける必要はなく、自己申告制となっており、現在はそのままで厳しい条件というわけではない

4. UAE

(5) ハラルに関する輸出状況

現在のUAE向け水産物輸出では、養殖魚の餌のハラル性に関する輸出条件をクリアしていないために輸入を断られることが多い。また、ハラル認証取得の重要度はそれほど高くないことが伺える。

日本からUAEへの輸入が拒否される主な理由※1

2016年の日本からドバイ首長国への輸入規制違反(水産に限らない)
上位5要因+ハラル関連の要因

#	輸入規制違反内容	件数
1	放射能物質検査証明書が未提出	12,734
2	衛生証明書(商工会議所サイン証明)の写しの提出	3,132
3	養殖魚の餌のハラル証明書が未提出	1,415
4	アラビア語が必須項目のラベルなし	300
5	アラビア語での原産国の表記なし	158
11	ハラル証明書の写しの提出	80
20	ハラル証明書が未提出	28
21	ハラル証明書が不適切	25
28	養殖魚の餌のハラル証明書が不十分な記載	17

養殖魚の餌のハラル性の証明が不十分なために輸入が断られるケースが多い。

- 2016年の日本からUAE向け輸出時に、UAEの輸入検疫で許可が下りなかった理由をリストアップ。
- 違反件数上位30要因のうち、「養殖魚の餌のハラル証明が未提出」もしくは「養殖魚の餌のハラル証明書が不十分な記載」だけで約10%を占める。

水産物・水産加工品のハラル認証取得の現状

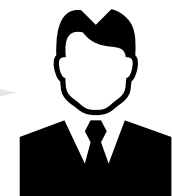
UAEにおいては、ハラル認証の浸透度は高いとは言えないのが現状



日本輸出業者

- 水産物をUAEを含む中東へ輸出する際には、ハラル認証を取得する必要はないため、取得していない。
- ハラル認証取得を求める取引先がいる場合は取得を検討するが、今のところ予定はない。

- UAE水産物や水産加工品を販売するにあたって、ハラル認証は重要ではない。
- 消費者は、UAEでは浸透していないハラルマークを付けている商品避けることもあるため、何もついていない商品の方が取り扱いやすい。



現地小売店スタッフ

5. サウジアラビア

(1) 基本情報



リヤドに首都を置き、ムスリムの巡礼の地メッカを擁する国。ほぼ全人口がイスラム教徒となっている。

基礎情報

人口	3,228万人（2016年、世銀） - 自国民：73% - 外国人：27%（出身別：アジア20%、アラブ6%、アフリカ1%、ヨーロッパ1%以下）
民族	アラブ人
公用語	アラビア語
イスラム教 に関して	- ほぼ全人口がイスラム教徒 - 預言者ムハンマドの生誕地であり、巡礼の地メッカを目指して世界中のムスリムが訪問する - 他の中東諸国と比べても厳格に法を守る姿勢が強い
水産物 販売 マーケット	- 日本食品輸出24.2億円(25位、2016年) - 外国の食文化に触れる機会が増えたことで水産物の消費量が増加傾向にある。水産物を好む消費者は高所得者が多く、日本産も人気 - 寿司を扱う外食店は増加傾向にあるが、小売りで日本産水産物を購入するまで消費者は成熟していない

地図※1



- 215万km²（日本の約5.7倍）
- ムスリムの巡礼の地メッカを擁し、世界のムスリムが集まる

5. サウジアラビア

(2) 輸出に向けたファーストステップと注意点

サウジアラビアでは、輸入基準の中にハラールに関する項目が含まれているため、輸入基準に沿った商品を準備することで商品のハラール性が担保される。

サウジアラビア 向け輸出の ファーストステップ

1. 食品輸入基準を確認
 - ・ サウジアラビアの食品輸入基準に関する資料を読み、サウジ向け輸出の注意点を確認する
 - 「GSO 2055-1:2015 “Halal Food- Part1: General Requirement」
2. 商品の登録
 - ・ 輸出前にSFDAへ商品の登録を行い、証明書入手する

輸出に必要な 書類一覧

- ① 原産地証明書
- ② インボイス（オリジナル、商工会議所のサイン付）
 - インボイスには、商工会議所のサインが必要
 - 原産国、運送業者名、商品名/トレードマーク、商品数、HSコードや重量・金額を含めた商品説明の記載が必要
- ③ B/Lおよび保険証明書（CIFの場合）
- ④ パッキングリスト
- ⑤ その他必要に応じた書類

水産物輸出の 注意点

- ・ 鱗のない魚(エビ以外)はハラームであるとされており、輸入が認められていない

5. サウジアラビア

(3) ハラルに関する輸出の概要と基本的な流れ

基本情報

主な機関	- Saudi Food & Drug Authority (SFDA) - 食品の登録・輸入許可権限を持つ独立した政府機関 - Saudi Arabian Standards Organization (SASO) - GSOと協力してサウジ国内の製品の規格・基準を制定する組織
関連法	- GSO 2055-1:2015 “Halal Food- Part1: General Requirement” - サウジのハラル規制は、原則としてGSOが制定した基準に準拠している - GSOがGCC諸国向けに出した共通の「GCC 輸入食品規制ガイドライン」を2015年に出したが、不備等が見つかり現在は運用を中断している
ノンハラル食品への対応	- 豚関係の商品やアルコール商品等のノンハラル商品の輸入を禁止している - UAEやカタールのようにNon-Halalコーナーを設置することもない

輸入完了までの主な流れ

商品の輸入登録	- 輸送前に、SFDAへの商品登録を行い、証明書を取得 - 製品サンプルや成分表等が必要 - 承認書取得までには通常1-2ヶ月かかり、現地有力流通業者との繋がりを持つことが取得をスムーズにする鍵となっている
輸出書類準備	- サウジアラビア向け輸出に必要な書類を準備 - 前ページの必要書類を確認
輸送・輸入検疫実施	- 書類審査、現物検査の実施 - 輸入検疫時にランダムなサンプル調査や分析テストを実施。検査を受ける頻度は高く、アルコール関係の検査が中心となっている - 輸入拒否をされた場合、輸入業者は再検査を依頼することが可能 - 小売に販売する商品は検査が特に厳しく、同じ商品であっても、小売り向けでは許可されず、レストラン向けであれば輸入が認められることもある
輸入完了	- サウジアラビアのアルコール濃度制限については、以下の通り - 穀物酢の場合、0.5%以下まで可能 ※GCC諸国共通基準より - 国内の店舗へ配送

5. サウジアラビア

(4) 水産物輸出における注意点と現場からの声

水産物のハラール基準に関して、サウジアラビアでは特別な基準・必要対応が存在する。さらに食品のハラール性の確認検査を厳しく実施する国であることが伺える。

鱗のない魚(エビ以外)
はハラームであると認識

鱗のない魚はハラームであるとして、輸入が認められていない。

- ・ エビについてはハラールであると考えられているため、サウジアラビアへの輸出が可能
 - どちらに分類されるか現時点では定かではない品目も存在

サウジアラビアについては、中東諸国の中でも、食品のハラール性について最も厳しく確認する国の1つである。



現地事業者

空港や港の検疫所に商品が届くと、検疫担当チームが書類確認や商品検疫を厳しく実施する。ほぼすべての商品にサンプリング調査が行われる。

現場からの声

食品のハラールに関する制度がかなり厳しい印象を受ける。
コンテナ内でノンハラール商品と混載するなど、以ての外。



現地事業者

6. カタール

(1) 基本情報

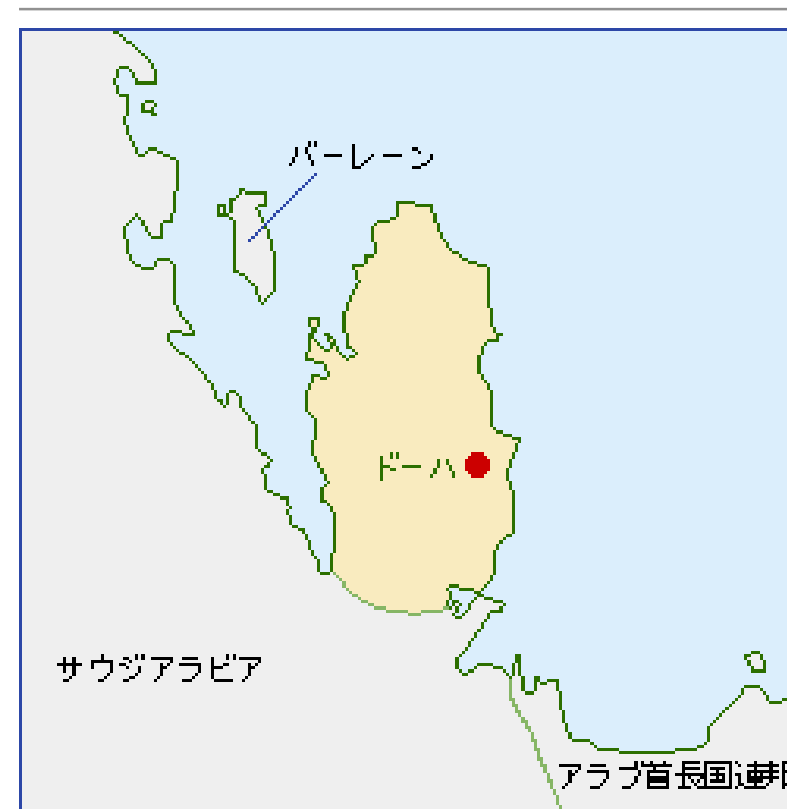


ドーハに首都を置く。自国民比率は低いが、人口の70%がイスラム教徒となっている。

基礎情報

人口	- 約267万人（2017年4月／カタール開発計画・統計省）（外国人居住者を含む） ➤ 自国民比率は8%程度と少なめ
民族	アラブ人
公用語	アラビア語
イスラム教 に関して	- 自国民比率は低いが人口の7割はイスラム教徒 ➤ イスラム教スンニ派が多数を占めている - 国の法律は、シャリーア（イスラム法）と一般法が併用されている
水産物 販売 マーケット	- 日本食品輸出3.7億円(52位、2016年) - 中東の他国と比べて、水産漁獲量・生産量が低い(世界143位、2015年) ➤ サウジアラビア：84位 ➤ UAE：95位

地図



- 11,427平方キロメートル（秋田県よりもやや狭い面積に相当）

6. カタール

(2) 輸出に向けたファーストステップと注意点

カタールでは、輸入基準の中にハラールに関する項目が含まれているため、輸入基準に沿った商品を準備することで商品のハラール性が担保される。

カタール向け輸出 の ファーストステップ

1. 食品輸入基準を確認

- カタールの食品輸入基準に関する資料を読み、カタール向け輸出の注意点を確認する
 - 「GSO 2055-1:2015 “Halal Food- Part1: General Requirement」

※現時点では、カタール向け輸出では、商品の事前ウェブ登録は必要なし。現在、登録制度を構築中

輸出に必要な 書類一覧

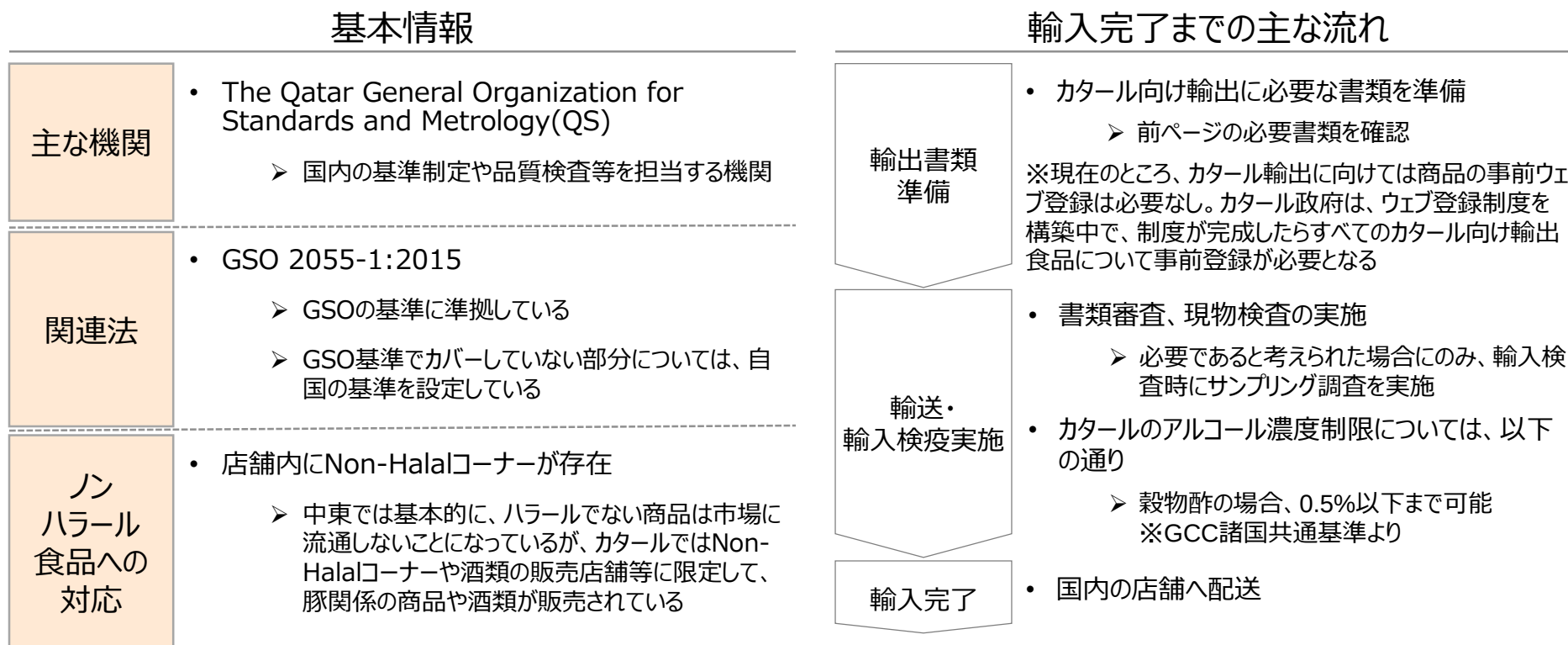
- ① 税関申告書
- ② 船荷証券
- ③ 原産地証明書
 - HSコードの記載が必須
- ④ 見積り送り状. (プロフォーマインボイス)
 - HSコードの記載が必須
- ⑤ パッキングリスト
- ⑥ 衛生証明書.

水産物輸出の 注意点

- ・ -

6. カタール

(3) ハラルに関する輸出の概要と基本的な流れ



《参考》周辺国によるカタールとの断交

2017年12月現在、UAEやサウジアラビア、エジプトなどの周辺国がカタールとの断交状態が続いており、カタールにおける食品物流に変化が起きている。

- 以前はUAEやサウジアラビアを経由した食品輸入が多かったが、現在は断交しているため、食料品の輸入はトルコやイランから調達
- 食糧自給(メイドインカタール)を積極的に推進する流れも生まれてきている